

2026 年度 大学院 法学研究科 博士前期課程 入学試験

(一般入学選考 9 月)

1 時限目 A 専門科目

知的財産法 試験問題

受 験 番 号	氏 名

設問（１）から（３）の全てを解答しなさい（配点割合は4:4:2）。

- （１）「需要者の間に広く認識されている」という文言が商標法4条1項10号にも不正競争防止法2条1項1号にも現れる。両者は同じ意味か否か、理由を明らかにして説明しなさい。
 - （２）「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識する」という文言が商標法3条2項に現れる。具体的にどのような地理的範囲で認識されればよいか説明しなさい。
また、商標法4条1項10号または不正競争防止法2条1項1号にいう「需要者の間に広く認識されている」において求められる地理的範囲と比較し、3者の関係を説明しなさい。
 - （３）商標法13条2項は、特許法33条1項から3項までの規定は、商標登録出願により生じた権利に準用する、と定める。準用により特許法33条1項から3項の規定がどのように読み替えられるか正確に記載しなさい。
-

「（１）『需要者の間に広く認識されている』という文言が商標法4条1項10号にも不正競争防止法2条1項1号にも現れる。両者は同じ意味か否か、理由を明らかにして説明しなさい。」について

<出題意図>

定義規定のない文言につき判断を示した代表的な裁判例に基づいて正しく理解しているか、加えて、法律概念の相対性という法学入門レベルの知識を有しているかを問う。

<解答に関するポイント>

- ・「需要者の間に広く認識されている」は講学上、周知性という
- ・両法における周知性は異なる意味内容
 - 商標法4条1項10号
特別の事情が認められない限り、全国的でなくとも、数県にまたがる程度の相
当に広い範囲で多数の取引者・需要者に知られていることが必要（とっとり岩山
海事件等）
 - 不正競争防止法2条1項1号
認識されている程度が一地方であっても保護すべき一定の事実状態が形成されて
いればその限りにおいて保護される（勝烈庵事件等）
- ・法律概念の相対性
例として不正競争防止法2条2項
不正競争防止法および商標法で商標の定義を共通のものとしているが、これは
法律概念の相対性が念頭にあるからこそ設けられたもの

「(2)『需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識する』という文言が商標法3条2項に現れる。具体的にどのような地理的範囲で認識されればよいか説明しなさい。また、商標法4条1項10号または不正競争防止法2条1項1号にいう『需要者の間に広く認識されている』において求められる地理的範囲と比較し、3者の関係を説明しなさい。」について

<出題意図>

「需要者」が「認識」という点で共通する3者について、「認識」が求められる地理的範囲の最低限の違いを理解し、その広狭を把握できているかを問う。

<解答に関するポイント>

- ・「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識する」
 - 商標法3条2項は自他識別力獲得による登録の規定
 - 全国的に知られていることが必要（アマンド事件等）
 - 商標権は設定登録と同時に全国に権利の効力が及ぶため、本来登録されないはずの商標が登録されるためには、1地域で知られているだけでは不足
- ・3者の関係
 - 不正競争防止法2条1項1号：1地域で知られていれば、その地域で周知
 - 商標法4条1項10号：数県にまたがる範囲で知られていることが必要
 - 商標法3条2項：全国で知られていることが必要
 - 需要者の認識において求められる最低限の地理的範囲

✓ 商標法3条2項＞商標法4条1項10号＞不正競争防止法2条1項1号

「(3) 商標法13条2項は、特許法33条1項から3項までの規定は、商標登録出願により生じた権利に準用する、と定める。準用により特許法33条1項から3項の規定がどのように読み替えられるか正確に記載しなさい。」について

<出題意図>

準用という法学入門レベルの知識を理解し、実際に準用した条文を構成できるかを問う。

<解答に関するポイント>

- ・「特許を受ける権利」→「商標登録出願により生じた権利」